

著作権法114条3項に関する裁判例の分析

～近年の写真・画像をめぐる著作権侵害事件にフォーカスして～



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

携帯電話端末にカメラを搭載し、撮影した画像を電子メールに添付して送信する機能が提供されたのが2000年であるが、2003年には100万画素のデジタルカメラを搭載したメガピクセル携帯電話端末が発売され、それ以降、カメラ付き携帯電話端末の性能は上がったとされている¹。昨今、スマートフォンの普及により、誰しも手軽に自らが撮影した写真や動画をSNS等に投稿し、また投稿した写真や動画を第三者がスクリーンショットして画像にし、利用することが可能になっている。そのため、インターネット上の写真や画像が予期せぬ形で利用されるケースも増加しており、著作権侵害における損害額算定が重要性を増している。

もっとも、損害額は、もっぱら著作権法114条3項に基づいて算定されているが、同条項の「著作権・・・の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」の算定方法には幅がある。そこで、本稿では、近年の写真・画像をめぐる著作権侵害に基づく損害賠償請求事件にフォーカスし、著作権法114条3項に関する裁判例の分析を行いたい。

第2 裁判例

写真に関する著作権侵害に基づく損害賠償請求事件としては、知財高裁令和7年7月31日判決・令和6年(ネ)第10075号（原審 東京地裁令和6年9月26日判決・令和5年(ワ)第70388号²）がある。この事件は、宗教法人が発行する新聞に掲載された写真を元会員がスマートフォンで撮影し、これをツイッターに掲載した行為が著作権を侵害するとして不法行為に基づく損害賠償を請求した事案であるが、原告（控訴人）は、著作権法114条3項に基づき、全国紙である毎日新聞を発行する毎日新聞社の毎日フォトバンクの料金表を参考として使用料相当額を算定した上で、現行著作権法114条3項が「侵害し得」を避けるために旧法にあった「通常」の文言を削除した趣旨に照らせば、被告による著作権侵害の程度が著しいこと、その行為態様が極めて悪質で

1 総務省「令和元年版 情報通信白書 第1部」<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r01/html/nd111110.html>

2 判例時報2635号・93頁。